

## 構造計算適合性判定(任意)依頼書

平成 年 月 日

ビューローベリタスジャパン株式会社

代表取締役社長 佐々木 泰介 様

依頼者名:

印

下記の建築基準法に基づく構造計算適合性判定を必要としない建築物について、建築構造計算（法第20条第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従った構造計算に限る。）が同条第二号イに規定する方法若しくはプログラム又は同条第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかの構造計算適合性判定に準じた審査を求めます。

記

建築物の名称：

※手数料欄		
※受付欄	※決済欄	※構造判定依頼(任意)番号欄
		平成 年 月 日
		第BVJ- - -SAC号
係員印		係員印

(連絡先)

部署名：

担当：

TEL：

FAX：

裏面

## 構造計算適合性判定(任意)手数料算定根拠

判定対象構造棟数			棟				
構造棟別の 手数料等	番号	枝番	床面積の合計	認定プログラム 使用の有無	棟の判定手数料	備 考	判定受付番号
			m <sup>2</sup>	有・無			
			m <sup>2</sup>	有・無			
			m <sup>2</sup>	有・無			
			m <sup>2</sup>	有・無			
			m <sup>2</sup>	有・無			
			m <sup>2</sup>	有・無			
			m <sup>2</sup>	有・無			
			m <sup>2</sup>	有・無			
			m <sup>2</sup>	有・無			
手数料算定説明							
構造判定手数料 合 計			円				

- (1) 太線の中のみ記載して下さい。
- (2) 上記以外に算定に必要な項目がある場合は、その内容を手数料算定説明欄に記載して下さい。
- (3) 構造棟数は、建築物の計画の敷地内の一の建築物の数とするほか、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該一の建築物の2以上の部分をそれぞれ一の建築物とみなして算定します。
- (4) 構造計算適合性判定(任意)が不要な棟は記載する必要はありません。
- (5) 枝番欄には、(3)により一の建築物を2以上の部分に区別した場合に、当該区別した部分ごとに付番して下さい。また、枝番と、これに対応する延べ面積のみでは、建築物の部分が特定できない場合には備考欄に必要事項を記載して下さい。